

## 世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

# 「中小企業代金支払保障条例」の解読

――日本の「下請法」との比較を兼ねて

パートナー 袁 卓慧 2020年10月12日

## 一、はじめに

2020年7月5日、国務院は「中小企業代金支払保障条例」(以下「支払条例」)を公布し、2020年9月1日から「支払条例」が施行されました。このニュースが報道されると、在中日系企業が一時騒然となりました。「支払条例」は法規の見出しから規定の内容に至るまで、日本の「下請代金支払遅延等防止法」【¹】(日本国内の略称は「下請法」。下請は請負の意味)に非常に近いからです。

日本の「下請法」は 1956 年に制定されたのが最初で、その後何度も改正され、直近の改正は 2009 年です。「下請法」は独占禁止法の特別法として、独占禁止の観点から、日本のすべての大企業が優位な地位を濫用して中小企業の利益を圧迫し、損ねることの制限を目的としています。

一方、工業情報化部(以下「工業情報化部」)、国家統計局等が合同で公布した「中小企業類型区分基準規定」【<sup>2</sup>】によると、在中日系企業の多くは中小企業に該当します。そのため「支払条例」の公布は、多くの日系企業経営者に「支払条例」が「下請法」に相当し、感染症流行期間中は大企業から売掛金を円滑に回収できると思わせる可能性がありますが、両者の規定を細かく読み比べると、少なからぬ違いがあります。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/act.html

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「中小企業類型区分基準規定」http://www.gov.cn/zwgk/2011-07/04/content\_1898747.htm

<sup>「</sup>統計上における大中小零細企業の区分弁法」の説明によると、大型・中型・小型企業がそれぞれの区分に該当されるには、列挙された指標の下限も同時に満たさなければならず、指標を満たさない場合は一段低い区分に区分けされます。零細企業の場合は、列挙された指標の1項目を満たせば区分に含まれます。(http)://www.stats.gov.cn/statsinfo/auto2073/201310/t20131031\_450691.html)

## 二、両者の相違点・共通点

#### 1. 立法の目的

「中小企業促進法」の公布後、工業情報化部は国務院の授権に基づき行政法規である「中小企業の適時代金支払管理弁法(意見募集稿)」【³】を起草し、これを改正して「支払条例」としました。「支払条例」の公布後には、工業情報化部などの責任者が何度も記者会見を開いて「支払条例」の制定背景を紹介し、中小企業は雇用を拡大し国民生活を改善する重要な支柱であること、国内外の経済情勢などの要因の影響を受け、それぞれ程度は異なるが一部の機関、事業単位や大企業から中小企業への支払が滞納され、その結果中小企業の適法な権益が大きく侵害されたことを強調しました。これを受け、「支払条例」第1条では中心的なテーマとして、条例の目的を「機関、事業単位及び大型企業が中小企業に遅滞なく代金を支払うことを促進し、中小企業の適法な権益を維持・保護し、商業環境を最適化すること。」と規定しています。

同様に、「下請法」も第1条では立法目的を「下請代金の支払遅延等を防止することによって、下請事業者の利益を保護し、国民経済の健全な発展を促進する。」と規定しています。

「下請法」は独占禁止法の特別法として制定されているため、その目的は主に公平な取引の促進という点に体現されています。しかし、「支払条例」は工業情報化部から出たものであり、独占禁止を管轄する部門である国家市場監督管理総局が制定したものではありません。そのため、それ自体に独占禁止の目的を備えておらず、主に法規レベルから法的手段を運用して、中小企業への支払滞納という根深い問題を根絶するという目的が示されていることがわかります。

#### 2. 支払期間の確立

「支払条例」では、機関、事業単位は中小企業が貨物、工事、役務を引き渡した日から30日内に代金を支払わなければならず、契約に別段の定めがある場合も、支払期間は最長60日(第8条第1項)を超えてはならないと規定しています。同条項は規制対象を機関・事業体のみに限定し、大企業を適用対象から除外しています。それと同時に、「支払条例」は、機関、事業単位は中小企業と検査又は検収合格を支払条件とすることを約定でき、かつ、検査又は検収に合格した日から支払期間を起算できると規定しています(第9条)。機関、事業単位が検査を理由に比較的長い支払期間を設定するという不確定要素が残るのではと懸念されます。

一方「下請法」は、発注者と請負業者との間で検査又は検収期間が約定されているか否かにかかわらず、発注者はいずれも請負業者から引き渡された日から 60 日以内、かつできるだけ短い期間内に支払を完了しなければならないと明確に規定しており (第 2 条の 2)、発注者が検収不合格等を口実に支払を遅延させる抜け穴を封じています。

これ以外にも、「支払条例」は、機関、事業単位及び大企業が中小企業に不合理な支払期間の受け入れを強制してはならないことを要求しています(第6条)。また、商業手形等の非現金支払方法を利用した支払期間の変則的な延長を禁止し(第10条)、法定代表者又は主

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> http://www.gov.cn/xinwen/2019-09/05/content\_5427429.htm

要責任者の変更、内部支払プロセスの履行、又は契約に約定がなく竣工検収承認、決算監査 等を待つことを理由に、中小企業への支払を拒否又は遅延をしてはならない(第 13 条)と しています。「下請法」に比べて、「支払条例」は支払期間をより具体的かつ細かく規定して おり、中国の国情と実務で多発する現象を体現しています。

#### 3. 支払方式の制限

「支払条例」は次のように規定し、機関、事業単位及び大企業の支払方式に対して制限を 設けています。契約に明確かつ合理的な約定がある場合を除き、中小企業に商業手形等の現 金以外の支払手段を強制してはならない (第10条)。契約に別段の定めがある場合、又は法 律・行政法規に別段の規定がある場合を除き、監査機関の監査結果を決算の根拠とするよう 強制してはならない(第13条)。法により保証金(入札保証金、履行保証金、工事品質保証 金、農民工賃金保証金に限る)を収受する場合、その収受比率は適法でなければならず、か つ、保証金を現金に限定してはならない(第12条)。また、機関、事業単位及び大企業が上 述の規定に違反した場合に負うべき法的責任を規定しています。

「下請法」では、支払方式についてあまり制限は設けられておらず、支払期日までに割引 を受けることが困難な手形を使用してはならないという支払方式のみが規定されています (第4条)。

## 4. 支払遅延時の遅延利息

「支払条例」の規定では、機関や事業単位、大企業が中小企業への支払を遅延する場合、 遅延利息を支払わなければならず、双方が遅延利息の利率について約定している場合は、約 定した利率は契約締結時の1年物貸出基準金利を下回ってはならないこと、約定されていな い場合は、1 日当たり 1 万分の 5 の利率で遅延利息を支払うこととなっています。

「下請法」も同様に遅延利息(第4条の2)を規定していますが、契約に約定がある場合 にどのように処理するかについては限定されておらず、公正取引委員会規則で定める利率を 遅延利息として支払うことのみが要求されています。

#### 5. その他制度

「支払条例」は、「下請法」では触れられていない以下の制度を規定しており、中国のより 強制的な行政手段が示されています。

## 5.1 情報公開制度 (第 16 条)

「支払条例」の要求:機関及び事業単位は、毎年3月31日までにウェブサイト、新聞・ 雑誌等の方式を通じて前年度に期間を徒過して中小企業に支払をしていない契約数、金 額等の情報を公開しなければならない。同時に、大企業は企業信用情報公示システムを 通じて当該種類の情報を社会に公示すること。

## 5.2 予算制度の強化(第7条)

「支払条例」の要求:機関、事業単位が財政資金を使用して中小企業から貨物、工事、 役務を調達する場合、認可された予算に基づいて厳格に執行しなければならず、予算な し又は予算を超過する調達をしてはならず、 政府による投資プロジェクトに必要な資 金を施工単位が立て替えて建設してはならない。

#### 5.3 苦情受付体制 (第17条)

「支払条例」の規定:省レベル以上の人民政府において中小企業促進業務の総合管理を 担当する部門は、利便的かつ円滑なルートを構築し、機関、事業単位及び大企業が中小 企業への支払を拒否又は遅延したことに係る苦情を受理し、かつ、「該当地管理、等級別 責任、主管する者が責任を負う」の原則に従い、速やかに苦情を関係部門、地方人民政 府に転送して処理しなければらならない。

## 三、中小企業に「支払条例」を適用する場合の提案

#### 1. 自発的な告知義務

「支払条例」では、中小企業は、機関、事業単位、大企業と契約を締結する場合、自身が 中小企業に該当することを自発的に告知しなければならないと規定しています(第3条第2 項)。

#### 2. 契約時の注意事項

#### 2.1 機関、事業体、国有大企業と契約する場合

中小企業は、機関、事業単位及び国有大型企業に対し、法により契約において以下の内 容を約定するよう要求することができます。

- (1) 支払期間は最長60日を超えてはならないこと。
- (2) 引渡し後の検査又は検収合格を支払条件とする場合、明確かつ合理的な検査又は検収 期間を約定すること。
- (3) 商業手形等の非現金支払方式を使用するか否かを明確かつ合理的に約定すること。
- (4) 監査機関の監査結果を決済の根拠とするか否かを明確に約定すること。
- (5) 法により保証金を支払わなければならない場合、金融機関の保証書により保証を提供 することができ、保証金を現金に限定することを拒否し、併せて保証期間満了後速や かに確認及び決済することができるよう約定すること。
- (6) 約定した遅延利息の利率は契約締結時の 1 年物貸出基準金利を下回ってはならない こと。

#### 2.2 民間大企業と契約する場合

中小企業は、大企業に対し、法により契約において以下の内容を約定するよう要求する ことができます。

- 業界規範・取引習慣に基づき支払期間を合理的に約定すること。 (1)
- (2)引渡し後の検査又は検収合格を支払条件とする場合、明確な検査又は検収期間を約 定すること。
- 商業手形等の非現金支払方式を使用するか否かを明確かつ合理的に約定すること。 (3)
- (4)法により保証金を支払わなければならない場合、金融機関の保証書により保証を提 供することができ、保証金を現金に限定することを拒否し、併せて保証期間満了後 速やかに確認及び決済することができるよう約定すること。
- (5)約定した遅延利息の利率は契約締結時の 1 年物貸出基準金利を下回ってはならない こと。

#### 四、おわりに

日本は、「下請法」を施行して約10年後に、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」 を別途公布し、政府を契約当事者の一方とするときの行政契約と平等主体との契約を区別し、 度合いの異なる規制制度を設けました。

中国においても、中小企業が各種民事主体との間の取引活動で受ける不公平な待遇が注目 され、機関、事業単位が市場主体に占める比率を考慮することにより、中小企業と民間資本 の大企業との取引活動において、大企業が提供する契約書式を使用せざるを得ない、取引契 約に対していかなる修正意見も提出してはならない、いかなる状況においても違約してはな らない、又は違約した場合に巨額の賠償要求を受け入れざるを得ないなどの不公平、不合理 を受ける若しくは受ける可能性があるという現象を見つめ直すこと、それにより中小企業の 商取引活動において頻繁に発生し、金額も高額となる支払遅延という根深い問題を真に解決 することができるよう期待しています。

本資料の内容について疑問点ががございましたら、info@shiminlaw.com までご連絡くださ V1

本資料の著作権は世民律師事務所(以下「世民」といいます。)に属するものであり、本資 料を無断で引用、変更、転写又は複写することは固くお断りいたします。

本資料は、中国法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたもの であり、中国法令そのものに対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。